

# 奨学金政策の現状と課題について

文部科学省 高等教育局  
学生・留学生課

## <平成28年度予算>

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、

①無利子奨学金の貸与人員の増員や、  
②「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速  
など、大学等奨学金事業の充実を図る。

平成28年度予算 貸与人員 : 131万8千人  
事業費総額: 1兆908億円  
〔他に被災学生等分5千人・36億円〕

○「有利子から無利子へ」の流れの加速(無利子奨学金の拡充)

- 貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の貸与人員を増員し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速。

<貸与人員> 無利子奨学金 47万4千人(1万4千人増※)  
※うち新規貸与者の増員分6千人  
〔この被災学生等分5千人〕  
(有利子奨学金 84万4千人(3万3千人減))

○「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速

- 奨学金の返還の負担を軽減し、返還者の状況に応じてきめ細やかに対応するため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入を前提に、返還月額が卒業後の所得に連動する、「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けて、詳細な制度設計を進めるとともにシステムの開発・改修に着手する等の対応を加速。

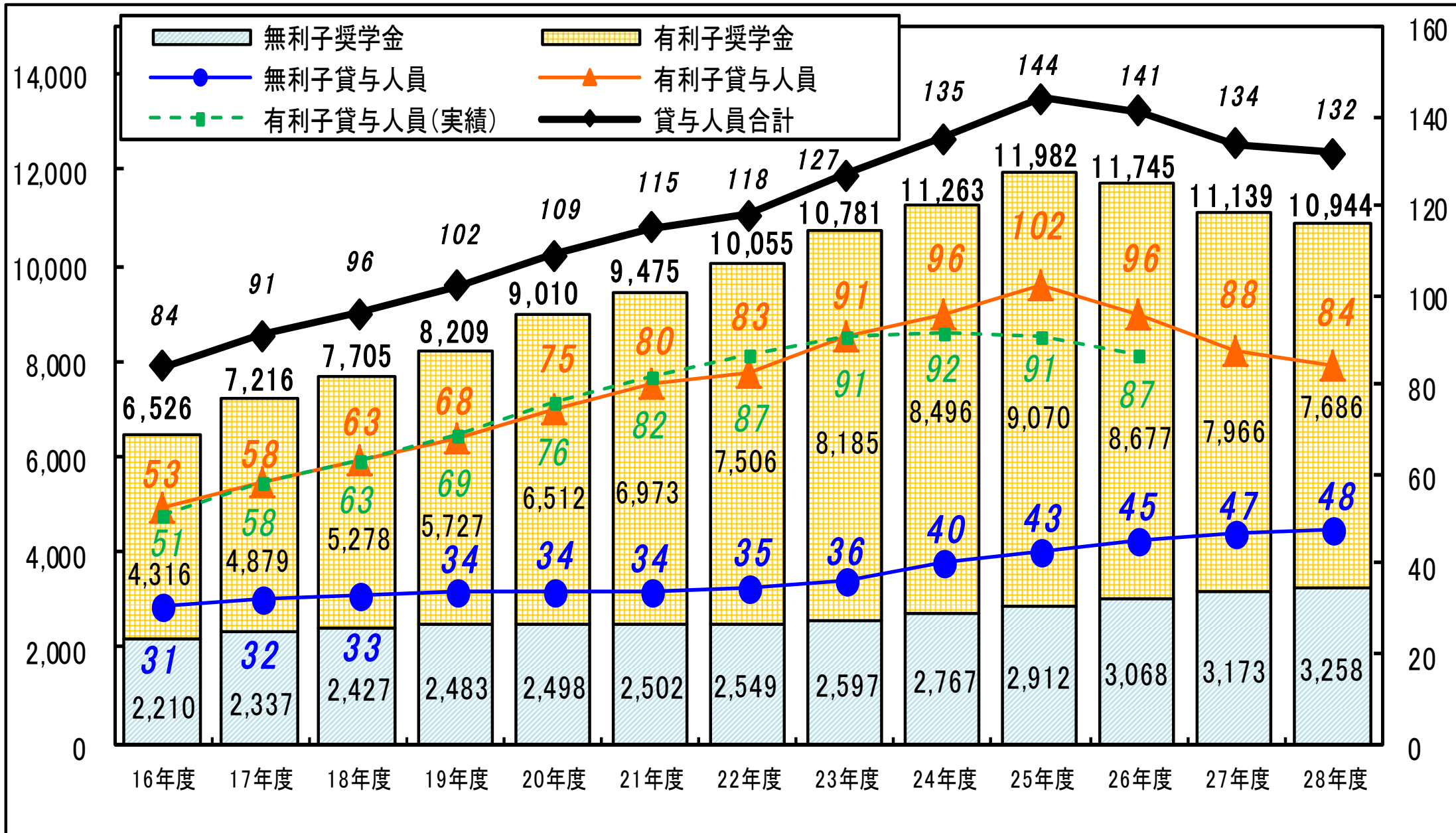
<システム開発・改修費> 5億円  
※平成27年度補正予算 23億円を計上

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	47万4千人(1万4千人増) 〔他被災学生等分5千人〕	84万4千人 (3万3千人減)
事業費	3,222億円(98億円増) 〔他被災学生等分36億円〕	7,686億円 (280億円減)
うち 一般会計 復興特会 財政融資資金	政府貸付金 一般会計:880億円 復興特会:28億円	財政融資資金 7,944億円
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学力 ・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において上位1/3以内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
〔28年度採用者〕	家計	家計基準は家族構成等により異なる。(子供1人~3人世帯の場合)
	家計	一定年収(660万円~1,270万円)以下 ※貸与基準を満たす年収300万円以下の世帯の学生等は全員採用
返還方法	卒業後20年以内 ＜所得連動返還型＞ 卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を猶予	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) 学生が選択 (平成28年3月貸与終了者)
		利率見直し方式 (5年毎) 0.10%
		利率固定方式 0.16%

# (独) 日本学生支援機構 大学等奨学金事業の推移 (当初予算)

(単位：億円)

(単位：万人)



(注1) 貸与人員及び事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。  
 (注2) 平成24年度以降の無利子奨学金には東日本大震災復興特別会計分を含む。



# 新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について(第一次まとめ)(概要)

## 背景・現状

- 奨学金を受給する割合の増加(H14:31.2%→H24:52.5%)
- 奨学金返還者(無利子)の約4割が年収300万円以下
- イギリス、オーストラリア、アメリカ等で所得連動返還型奨学金制度が導入

## 新制度の考え方・改善の方向性

- 奨学金の返還の負担及び不安を極力取り除くことが重要
- 特に低所得者層について、現行よりも負担が軽減がされる必要がある
- 奨学金制度全体の安定的運用のため、返還額の確保が必要
- 収入の増加を抑えて返還を免れるモラルハザードが生じない制度

マイナンバー制度の導入により所得に応じた返還額の設定が可能となる環境が整備

## 新たな所得連動返還型奨学金制度の設計

### (1)対象とする学校種

高等専門学校、大学、短期大学、専修学校専門課程、大学院

### (2)奨学金の種類

無利子奨学金から先行的に導入(有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討)

### (3)奨学金申請時の家計支持者の所得要件

申請時の家計支持者の所得要件は設けず、全員に適用可能とする

### (4)貸与開始年度

平成29年度新規貸与者から適用

### (5)所得に応じた返還額の設定及び返還を開始する所得額

所得が一定額となるまでは所得額にかかわらず定額(2,000円)を返還し、一定額を超えた場合には所得に応じた返還額とする。ただし、返還が困難な場合は返還猶予を可能とする。

### (6)最低返還月額

2,000円

### (7)返還猶予の申請可能所得及び年数

申請可能所得は年収300万円以下、申請可能年数は通算10年(災害・傷病・生活保護受給中等の場合は、その事由が続いている間は無制限)。また、奨学金申請時に家計支持者の年収が300万円以下の者については、申請可能年数を期間制限なし。

### (8)返還率

9%

### (9)返還期間

返還完了まで又は本人が死亡又は障害等により返還不能となるまで

### (10)所得の算出方法

課税対象所得＝給与等収入－所得控除

### (11)返還者が被扶養者になった場合の収入の考え方

返還者が被扶養者になった場合には、扶養者のマイナンバーの提出を求め、提出がありかつ返還者と扶養者の収入の合計が一定額を超えない場合のみ、新所得連動返還型による返還を認めることとする

### (12)保証制度

原則として機関保証

### (13)返還方式について

新所得連動返還型及び定額返還型のいずれの返還方式とするか、貸与申込時に学生が選択し、貸与終了時まで変更可能とする

## 今後検討すべき事項

### (1)新所得連動型制度について

- ①貸与総額の上限定
- ②貸与年齢の制限
- ③学生等への周知方法・内容
- ④海外居住者の所得の把握・返還方法
- ⑤有利子奨学金への導入に係る検討
- ⑥デフレ・インフレ等の経済情勢の変化に伴う詳細設計の見直し
- ⑦既に返還を開始している者等への適用

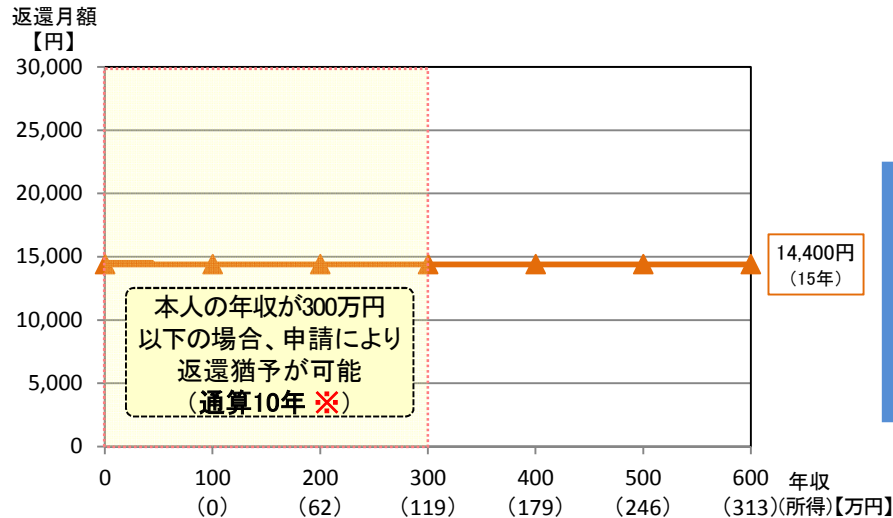
### (2)奨学金制度全般について

- ①割賦月額及び返還期間の検討
- ②返還金回収における徴収方法
- ③返還期間における一定期間経過後の返還免除制度
- ④授業料減免、給付型奨学金及び予約型返還免除に関する検討
- ⑤民間奨学金事業実施団体との連携及び返還終了者等による事業貢献の促進(高所得者から低所得者への所得再分配の仕組み等)

# 新制度における返還イメージ

返還のモデルケースとして、無利子奨学金の私立自宅生の貸与額(貸与総額259.2万円、貸与月額5.4万円、貸与期間48月)を設定

## 現行制度



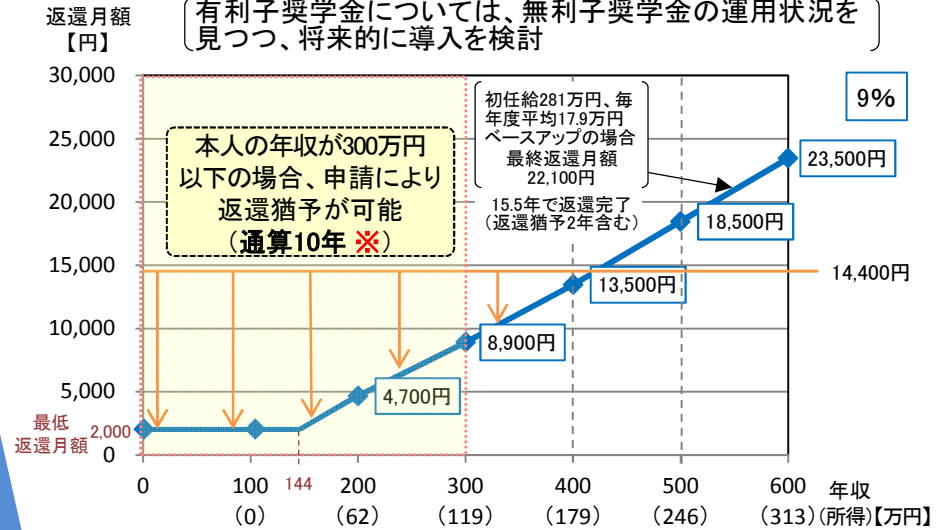
※ 奨学金の申込み時に、家計支持者(保護者等)の年収が300万円以下の場合、返還猶予の期間制限なし  
 【現行の所得連動返還型無利子奨学金制度による措置】  
 → 新制度においても引き続き適用

## 新制度

### ○新所得連動返還型

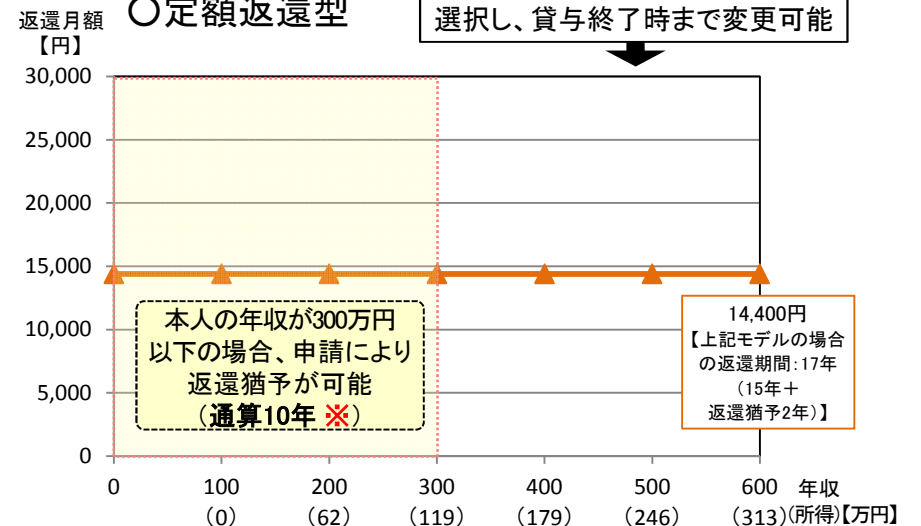
無利子奨学金から先行的に導入

(有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討)



### ○定額返還型

学生は、貸与開始時に返還方法を選択し、貸与終了時まで変更可能





# 返還困難者への救済措置について

## 減額返還制度

(平成23年1月導入)

- 経済的理由により返還困難となっている者のうち、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について、一定の要件(収入金額325万円以下など)を満たすことで、一定期間、当初割賦金額を2分の1に減額し、返還期間を延長することにより、返還者の負担軽減とともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図る。(平成26年度:16,017件を承認)

## 返還期限猶予制度

- 在学猶予(平成26年度:152,879件を承認)

大学、大学院等に在学中(外国の学校も含む)は、在学届等の提出によって返還期限を猶予される。

- 一般猶予(平成26年度:137,561件を承認)

右表の事由に該当し返還が困難な場合は、願い出により返還期限を猶予される。返還期限猶予の事由及び猶予の期間等は右表のとおりである。

【参考】返還期限猶予の承認事由(平成26年度)

●経済困難・失業中等:87.4% ●病氣中:6.8% ●生活保護:2.5% など

## 返還免除制度

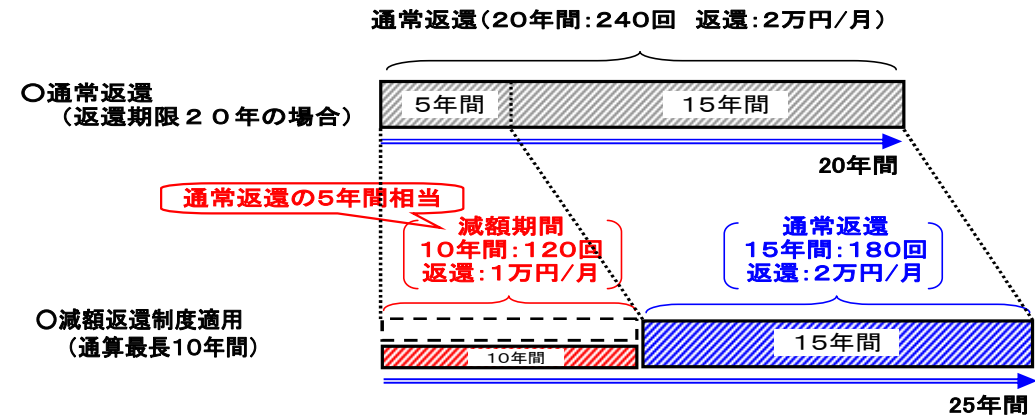
- 死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除

・奨学生が死亡又は心身の障害により、返還不能になったときは返還未済額の全部又は一部を願い出によって免除する。(無利子・有利子の全奨学生対象) (平成26年度免除実績:1,579件(25億円))

- 特に優れた業績による返還免除(平成16年4月以降の採用者より適用)

・大学院において無利子貸与を受けた学生で、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了時において、全部又は一部の返還を免除する。(平成26年度免除実績:9,472件(126億円))

・大学院博士課程に進学し、奨学生として採用される段階で、返還免除者を内定できる制度を導入。(平成27年度)



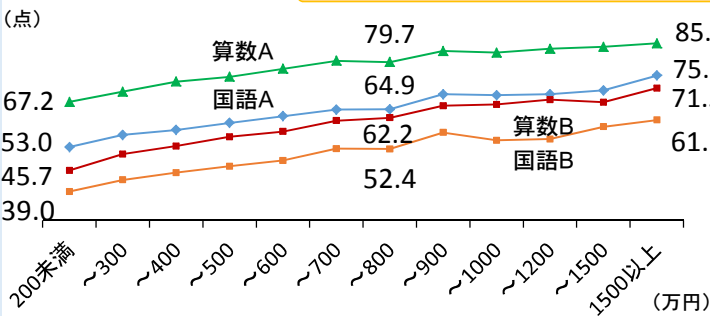
猶予の事由	猶予の期間
災害 ※1	その事由が続いている期間中、1年ごとに願い出る。
病氣中	※1 災害は、原則として災害の発生から5年以内に限る。
生活保護	
入学準備 ※2	その事由が続いている期間中、1年毎に願い出る。通算して10年が限度。
経済困難(年収300万円以下、給与所得者以外は200万円以下)・失業中等	※2 卒業後1年以内に限る。

- 世代を超えて拡大する構造的課題である「貧困の連鎖」と「少子化」を克服することが必要
- そのためには、①教育費負担の軽減と②学力保障のための教育の充実が必要不可欠

## 家庭の経済状況が子供の「学力」や「進学」に影響

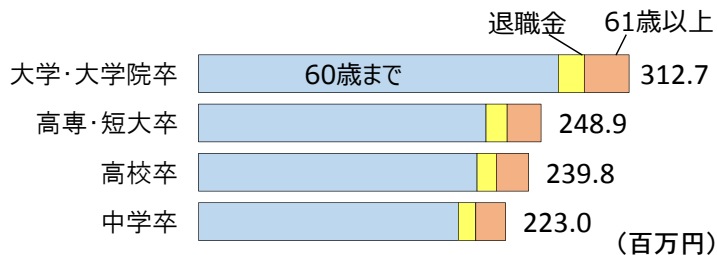
### ◆世帯年収と学力の関係

#### 世帯年収が高いほど学力が高い傾向



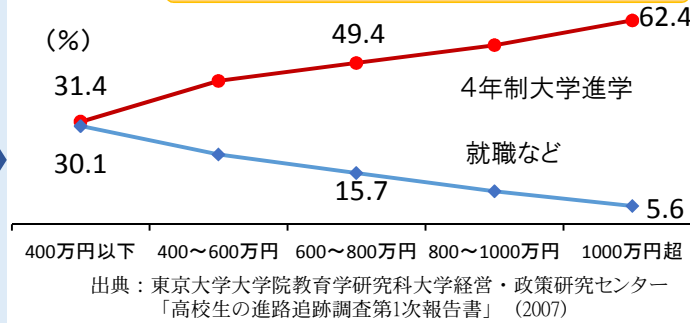
### ◆学歴別生涯賃金（男性）の比較（2013年）

#### 大卒と高卒の労働者とは生涯賃金が約7,000万円異なる



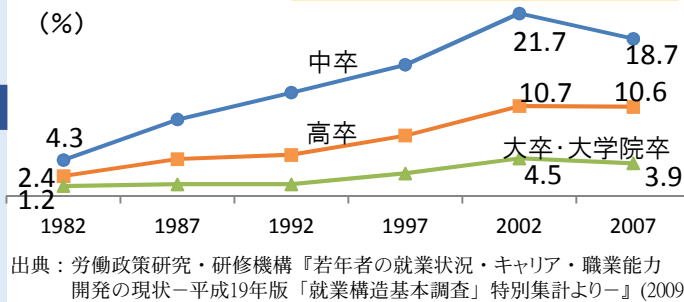
### ◆高校卒業後の予定進路

#### 世帯の年収により子供の進学先にも影響



### ◆学歴別フリーター率（男性）

#### 学歴により正規雇用率に格差



### ◆子供の貧困の社会的損失推計

**約18万人**（生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の15歳の子供）

#### <生活保護世帯>

	現状	改善シナリオ
・高校進学率	90.8%	→ 99.6%（非貧困世帯並み）
・高校中退率（1年あたり）	5.3%	→ 1.3%（" "）
・大学進学率	32.9%	→ 54.9%（※）

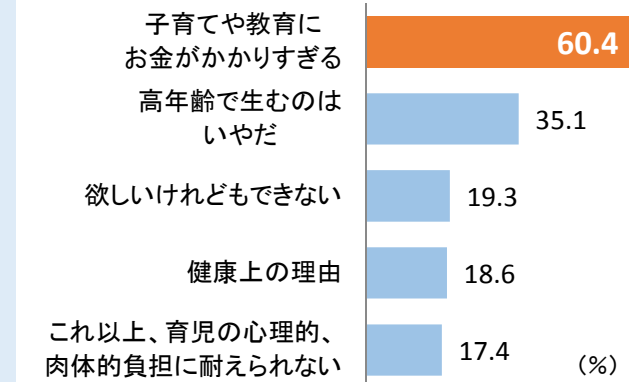
（※）米国の研究結果等を基に、22%上昇と仮定

#### 改善シナリオによって（1学年当たり）

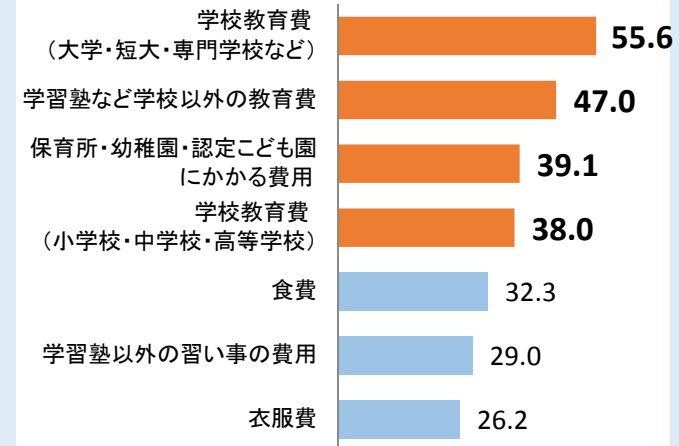
所得額	<b>約2.9兆円増</b>
税・社会保障の純負担（政府等の収入）	<b>約1.1兆円増</b>

## 教育費負担は少子化の要因の一つ

### ◆理想の子供数を持たない理由（上位5つ）

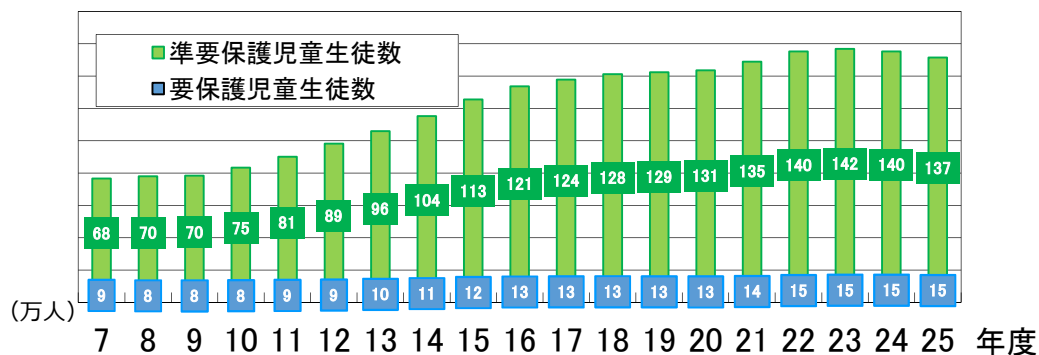


### ◆子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるもの（上位7つ）



経済的援助を受ける家庭の児童生徒数が急速に増加  
 16人に1人（H7）→ 6人に1人（H25）

## ◆要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の推移



出典：文部科学省「平成25年度就学援助実施状況等調査」

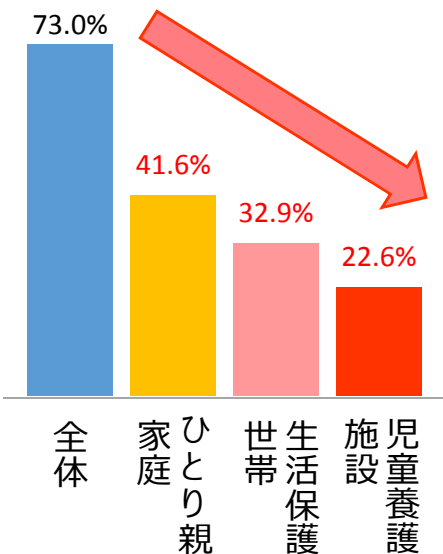
## 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減

- (幼児期)
  - **幼児教育無償化**の段階的推進
- (義務教育段階)
  - 義務教育段階の**就学援助**の充実
    - ・家計急変時の補助制度の創設 等
- (高校段階)
  - 高校生等への**修学支援**の充実
- (高等教育段階)
  - **大学等奨学金事業の充実**
    - ・有利子から無利子へ
    - ・新所得連動返還型奨学金制度の導入
    - ・低所得世帯の学生等に対する**奨学金の一部返還免除**などによる給付的な**奨学金の創設**
  - 各大学等での**授業料減免**の充実

家庭の経済事情に左右されることなく、誰もが希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

親の貧困など、困難を抱えた家庭ほど大学等進学率が低い

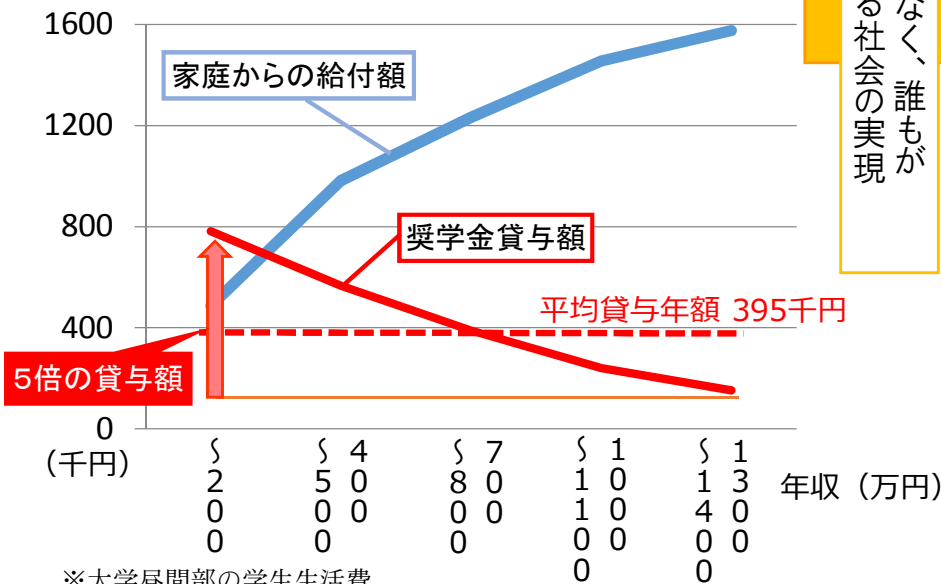
## ◆家庭状況別大学等進学率



出典：文部科学省「平成26年度学校基本調査」  
 平成23年度全国母子世帯等調査  
 平成25年4月1日現在 厚生労働省調べ

低所得世帯ほど奨学金貸与額が大きく、多くの債務を抱えて卒業している

## ◆世帯年収別学生の収入状況



※大学昼間部の学生生活費  
 出典：日本学生支援機構 平成24年度学生生活調査